

凡例

～旧造法（旧住宅地造成事業法）の認可区域、都計法第34条11号指定区域について～

白老町の市街化調整区域には建築行為が可能な地域が存在します。
旧造法の区域、及び都計法第34条11号指定区域の制限については下記のとおりです。

区域	番号	建築物の用途制限	建ぺい率	容積率	道路斜線制限 (勾配)	隣地斜線制限 (勾配)
都市計画法 第34条11号 指定区域	白-2	国道36号道路中心より50m以内：準住居地域に準ずる 国道36号道路中心より50mを超える部分 第2種低層住居専用地域に準ずる	6/10	20/10	1.5	1.25
	白-3	第2種低層住居専用地域に準ずる				
	白-4	第1種住居地域/準工業地域に準ずる				
	白-5	第2種低層住居専用地域に準ずる				
	白-6	第2種低層住居専用地域に準ずる				
	白-7	第2種低層住居専用地域に準ずる				
	白-8	第2種低層住居専用地域に準ずる				
	白-9	準住居地域に準ずる				
	白-10	第2種低層住居専用地域に準ずる				
	旧造法 認可区域	白-11				
白-12		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-13		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-14		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-15		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-16		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-17		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-18		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-19		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-20		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-21		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				
白-22		第2種中高層住居専用地域に準ずる（お願い）				